

～みんなで動じる医療基本法パートV～

医療 基本法 で

医療
に
人権
を
根付かせよう！

◆基調報告

医療基本法をめぐる
現在の状況

木下正一郎さん

(患者の権利法をつくる会)

◆パネルディスカッション

パネリスト

桐原尚之さん (全国「精神病」者集団)

中原のり子さん (過労死を考える家族の会)

漆畠眞人さん (日本医療社会福祉協会)

◆コーディネーター

小林洋二さん

(患者の権利法をつくる会)

どなたでも参加できます
どうぞ気軽にご参加ください



わたしたちは、医療の憲法「医療基本法」
の制定を求めて活動してきました。

今年2月、医療基本法制定に向けての議員連盟
が結成され、いよいよ実現の日が近づきつつあります。
医療基本法によって、日本の医療はどう
変わるか、どう変えねばならないのか、さまざま
な立場から語り合います。

主催 患者の声協議会

患者の権利法をつくる会

東京大学医療政策実践コミュニティー (H-PAC) 医療基本法制定チーム

共催 全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

●お問い合わせ：患者の権利法をつくる会

〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号 メディカルセンタービル九大病院前6F

TEL:092-641-2150 / FAX:092-641-5707



11/2 2019
(土)

13:30~16:30

開場：13:00~

会場 明治大学駿河台キャンパス 研究棟
2階 第9会議室

(東京都千代田区神田駿河台3-11-5)



医療基本法共同骨子

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

患者の声協議会

患者の権利法をつくる会

医療政策実践コミュニティー・医療基本法制定チーム

2016 年 4 月

□ 趣旨

患者にとって質の高い医療があまねく提供され、国民の救えるはずの命が救われ、取除かれるべき苦痛が取り除かれ、病気になっても病気と向き合って生きていける社会を、国民が力を合わせて実現することが急務である。

このため、高度の公共性に則った、患者本位かつ相互信頼に基づいた医療を構築することで、憲法 25 条の生存権と憲法 13 条の幸福追求権が具現化されるよう、下記の 7 力条を骨子とした医療政策のグランドデザインたる「医療基本法」を制定する。

□ 骨子 7 項目

1 「医療の質と安全の確保」

患者・国民が質の高い安全な医療を、十分な情報提供と納得の下に、あまねく受けられるよう、医療提供等にとって必要な対策を実施する。

2 「医療提供体制の充実」

必要な医療従事者を育成し、診療科や地域による偏在を是正し、医療機関の整備と機能分化・適正配置を進め、十分に連携された切れ目のない医療提供体制を実現する。

3 「財源の確保と国民皆保険制度の堅持」

負担と給付のバランスに関する国民的合意を形成し、医療の質とアクセスのために必要な財源を確保し、国民皆保険制度を維持・発展・強化する。

4 「患者本位の医療」

世界保健機関（WHO）の国際的な理念と日本国憲法の精神に沿って、患者の権利と尊厳を尊重し、患者本位の医療が実現される体制を構築する。

5 「病気又は障がいによる差別の禁止」

多くの病者・障がい者が、職場、学校、地域社会等での差別に苦しんできた歴史を踏まえ、病気や障がいを理由とする差別が許されないことを明らかにする。

6 「国民参加の政策決定」

患者・国民が参加し、医療の関係者が患者・国民と相互信頼に基づいて協働し、速やかに政策の合意形成が行われ、医療を継続的・総合的に評価改善していく仕組みを形成する。

7 「関係者の役割と責務」

国、地方公共団体、医療機関、医療従事者、医療関係事業者、医療保険者及び患者・国民等、それぞれの立場が担う役割と責務を明確にする。